

# 給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

(注意)

1 退職者については、一月一日以降退職時までの給与支払額と「社会保険料控除額」を必ず記入してください。  
 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に  
 3 手続を済ませます。新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の  
 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられています。  
 ※印の欄は届出者において記載する必要があります。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日						特別徴収義務者指定番号							
占冠村長様						整理番号							
						所在地		郵便番号		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号		係	
						名称		代表者の職氏名印				氏名	
						電話							
給与所得 (異動) 者				(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額			
フリガナ氏名	(旧姓)			特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)						
旧住所	(1月1日現在の住所...必ず記入願います)			円	月分	円	円	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収	円			
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)				から			3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付して下さい。	社会保険料控除額				
本籍地	(現住所不明の場合は本籍地)				まで					円			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)	市区町村記入欄	退職者の未徴収税額は、一括徴収の方法で納入下さるようお願いいたします。 (左のご注意3を参照...地方税法第321条の5第2項)
1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため( 月 日申出)			円	円		
2. 異動が令和 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため						
一括徴収できない理由						
(○を付してください)						
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため						
又は、未徴収税額より少ないため						
2. その他 理由( )						
一括徴収した税額は、			月分で納入します。			

◎転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額	円	特別徴収義務者指定番号	※
月分から徴収し 納入する。	給与支払者	所在地	郵便番号
		フリガナ名称	
		代表者の職氏名印	
給与支払方法及びその期日	払込を希望する金融機関の所在地及び名称	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係 氏名 電話
		経理責任者氏名	